

# 青森県報

第三千九百九十二号

平成二十七年  
五月八日  
(金曜日)

## 目 次

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………	(税務課) ……
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(健康福祉課) ……
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………	(同) ……
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) ……
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………	(同) ……
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課) ……
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(同) ……

## 告

## 示

青森県告示第三百四十号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったの

で、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十七年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
株式会社東北タック商会	株式会社東北タック商会	名 称	株式会社東北タック商会	半渡 忍	青森市橋本一丁目六の三	平成二七・四・一
三好 和道	三好 和道	氏名	三好 和道	半渡 忍	青森市橋本一丁目六の三	平成二七・四・一

青森県告示第三百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名 称	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	名 称	所在地	変更年月日
日本健康開発株式会社	日本健康開発株式会社	名 称	日本健康開発株式会社	弘前市大字八幡町三丁目一	居宅介護事業の種類	弘前市大字八幡町三丁目一	弘前市大字本町六九	平成二七・三・一
弘前市大字宮川三丁目一七の二三	弘前市大字宮川三丁目一七の二三	主たる事務所の所在地	弘前市大字宮川三丁目一七の二三	弘前市大字宮川三丁目一七の二三	福祉用具貸与	弘前市大字宮川三丁目一七の二三	弘前市大字宮川三丁目一七の二三	平成二七・三・一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		株式会社 フケアライ 青森		八戸医療 生活協同 組合		"		"		"	
"		青森市 三の五 卸町		八戸市南 一丁目 七の二		弘前市大 宮川三 一丁目 七の三		弘前市大 宮川三 一丁目 七の三		弘前市大 宮川三 一丁目 七の三	
訪問介護		居宅介護 支援		訪問看護		"		居宅介護 支援		"	
"		株式会社 フケアライ 青森 営業所		八戸医療 生活協同 組合 訪問看護 センター 虹		居宅介護 支援事業 所 マイン タル		居宅介護 支援事業 所 マイン タル		ひなた 病院 前	
つがる市 八緑八の	つがる市 一の千 四の代	つがる市 八緑八の	つがる市 一の千 四の代	八戸市南 一丁目 七の二	八戸市南 一丁目 七の二	弘前市大 宮川三 一丁目 七の三	弘前市大 宮川三 一丁目 七の三	弘前市大 宮川三 一丁目 七の三	弘前市大 宮川三 一丁目 七の三	弘前市大 宮川三 一丁目 七の三	弘前市大 宮川三 一丁目 七の三
"		三・五・六		三・七・六		三・二・六		三・二・一		三・二・六	

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分		変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 フケアライ 青森		八戸医療 生活協同 組合		名 称	介 護 予 防 事 業 者	主たる 所在地		介 護 予 防 事 業 所	
青森市 三の五 卸町		八戸市南 一丁目 七の二		類 別	介 護 予 防 事 業 所	所 在 地		変 更 日	
訪問介護 支援		訪問看護		名 称					
株式会社 フケアライ 青森 営業所		八戸医療 生活協同 組合 訪問看護 センター 虹		所 在 地					
つがる市 一の千 四の代	つがる市 一の千 四の代	八戸市南 一丁目 七の二	八戸市南 一丁目 七の二						
三・五・六		平成 三・七・六							

平成二十七年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

変更後	変更前
株式会社 佐々木 アサキ サトー ピケ	株式会社 つがる市 垣田町 豊川一 瀬山九の
"	"
訪問介護 センター いなぎ	訪問介護 センター つがる市 垣田町 豊川一 瀬山九の
三・二・一〇	三・二・一〇



の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分		介護予防事業者		介護予防事業所		変更	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年月日	年月日	変更後	変更前
八戸医療生活協同組合	八戸市南類家一丁目一七の二	八戸医療生活協同組合	八戸市南類家一丁目一七の二	平成二六・七・二六	平成二六・五・二六	株式会社 ケアライフ 青森	株式会社 ケアライフ 青森
八戸医療生活協同組合	八戸市南類家一丁目一七の二	八戸医療生活協同組合	八戸市南類家一丁目一七の二	平成二六・七・二六	平成二六・五・二六	株式会社 ケアライフ 青森	株式会社 ケアライフ 青森

青森県告示第百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十七年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定

六ヶ所村地域家庭医療センター	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附九八六の四	平成二七・五・一
調剤薬局ツルハドラッグ八戸売市店	八戸市売市二丁目一三の一五	"
いちい薬局深浦町関店	西津軽郡深浦町大字関字柝沢八〇の二	"
いちい薬局五所川原旭町店	五所川原市字旭町二五の七	"

青森県告示第百四十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十七年五月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
六ヶ所村国民健康保険尾駮診療所保健相談センター	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一一六	平成二六・七・三
外ヶ浜町訪問看護ステーション	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	二六・三・三
名川薬局	三戸郡南部町大字平字空虚蔵四〇の三	二七・三・三

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------